

成形伸縮目地工業会規格

成形伸縮目地材

Standard Specification Preformed Expansion Joint Filler

1. **適用範囲** この規格は、建築物の防水層の上に打設する保護コンクリートに用いる成形伸縮目地材（以下、目地材と称する。）について規定する。

備考 1. この規格の引用規格は、**付表 1.**に示す。

2. この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考値である。

3. 目地材の基本構造は、保護コンクリートのムーブメントを緩衝する本体と本体頂部のキャップとからなる。なおこれに本体を支持するベースを備える場合もある。

2. **用語** この規格で用いる主な用語は、次のとおりとする。

- (1) **本体** 主として合成樹脂の発泡体からなり、保護コンクリート層のムーブメントを緩衝するよう、所定の柔軟性、復元性を有しているものとする。
- (2) **キャップ** 合成ゴムや合成樹脂からなり、本体の頂部にあって、所定の寸法安定性、耐荷重性、耐摩耗性、耐衝撃性を有しているものとする。
- (3) **ベース** 主として合成樹脂の発泡体からなり、目地材を支持するために目地材の全延長にわたって使用し、防水層を傷つけないものとする。
- (4) **高さ可変型** 所定の高さ調整機能及びベース幅を有し、保護コンクリートの厚さの変化に連続して適応可能なものとする。
- (5) **高さ固定型** スラブで水勾配が確保されていて、保護コンクリートの厚さの変化が少ない場合に適応可能なものとする。
- (6) **付着層** 非加硫ブチルゴムからなり、キャップと保護コンクリート間の水密性保持などを目的として用いられる。

3. 種類

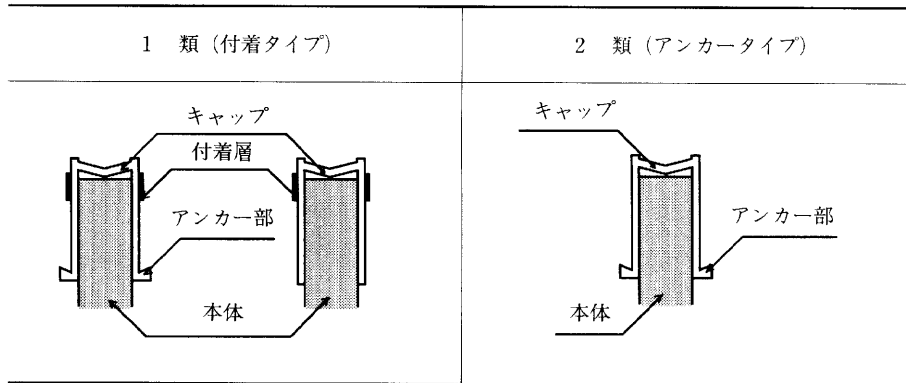
3.1. **形状による区分** 目地材の形状による区分は、コンクリートのムーブメントの緩衝、水密性、アンカー効果などにより、1類、2類の2種類に分類する。

表1 形状による区分

区 分	種 類
1 類 (付着タイプ)	保護コンクリートに対する「付着層を備えたキャップ」又は「付着層とアンカー効果を備えたキャップ」と「本体」を組み合わせ、所定の品質を有する目地材。
2 類 (アンカータイプ)	保護コンクリートに対する「アンカー効果を備えたキャップ」と「本体」を組み合わせ、所定の品質を有する目地材。

(1) 「形状による区分」の形状例を図1に示す。

図1 形状による区分（形状例）



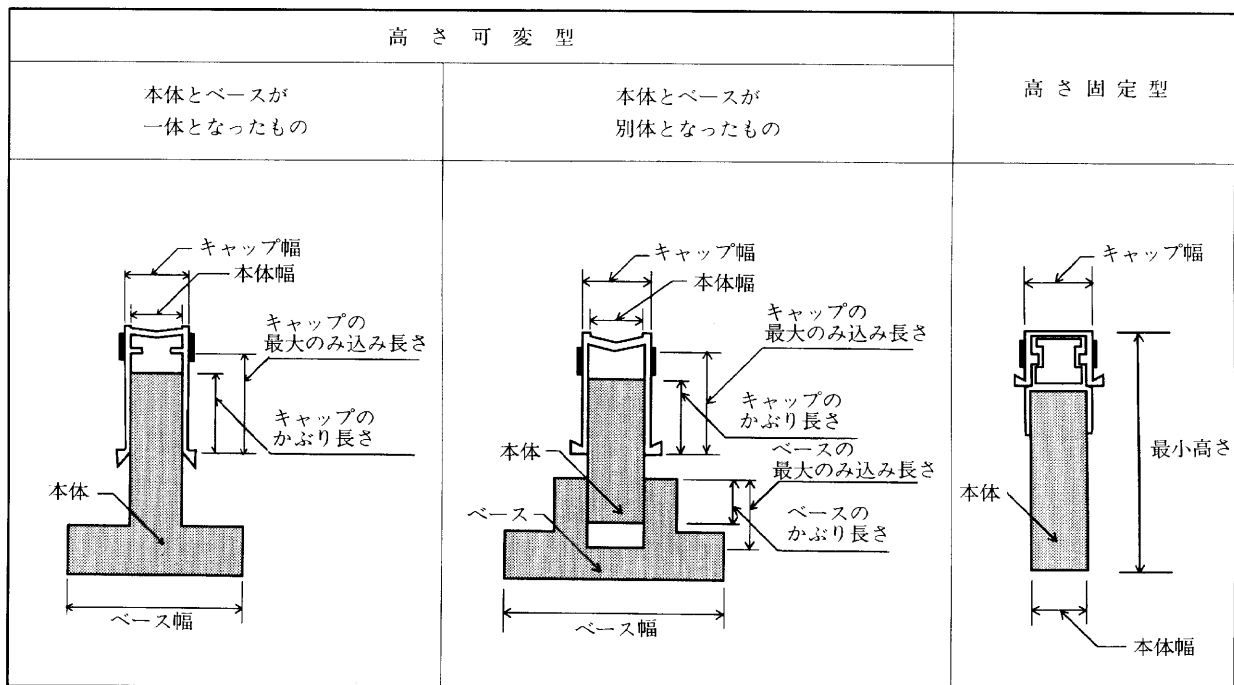
3.2. 用途による区分 目地材の用途区分は、高さ可変範囲とベースの有無によって区分した。なお高さ可変型の製品は、目地材両側の保護コンクリート相互の縁切れが完全になるものとする。

表2 用途による区分

区 分	高さ可変範囲 mm	ベース幅 mm
高さ可変型	20以上	本体幅+40以上
高さ固定型	20未満	—

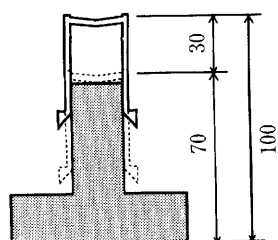
(1) 「用途による区分」の形状例を図2に示す。

図2 用途による区分（形状例）



- (2) 「高さ調節可能範囲」と「高さ可変範囲」の概念を図3に示す。

図3 「高さ調節可能範囲」と「高さ可変範囲」



高さ可変範囲 30mm
高さ調整可能範囲 70mm～100mm

- (3) 高さ可変範囲の計算は、表3による。

表3 高さ可変範囲の計算式

種 類	高さ可変範囲の計算式
本体とベースが一体 となったもの	$a = b - c$
本体とベースが別体 となったもの	$a = (b - c) + (d - e)$

a : 高さ可変範囲
b : キャップの最大のみ込み長さ
c : 15mm (最低限度必要なキャップのかぶり長さ)
d : ベースの最大のみ込み長さ
e : 10mm (最低限度必要なベースのかぶり長さ)

- (4) ベース幅の規定を行ったのは、目地材両側の保護コンクリート相互の確実な縁切りと、施工時の安定化を目的とした。

4. 品 質 製品の寸法は、7.によって試験を行ない、表4に適合するものとする。